伊丹市人権･同和教育研究協議会細則

制　　定	昭和 45･ 6･ 2	一部改正	昭和 55･ 5･20
一部改正	昭和 48･12･15	一部改正	昭和 60･ 4･26
一部改正	昭和 51･ 5･18	一部改正	平成 12･ 5･16
一部改正	昭和 51･11･10	一部改正	平成 14･ 5･14
一部改正	昭和 52･ 5･24	一部改正	平成 18･ 5･11
一部改正	昭和 53･ 7･13	一部改正	平成 26･ 5･13
一部改正	昭和 54･ 1･25	一部改正	令和　2･ 4･17

（趣旨）

第１条　この細則は，伊丹市人権･同和教育研究協議会会則第 13 条、20 条および第 21 条の規定に基づいて，必要な事項を定めるものとする。

（総会）

第２条　会則第 13 条に規定する総会を、やむを得ない理由のため招集できない場合、役員・代議員はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（電子メール）をもって表決することができる。

（専門部会）

第３条　会則第 20 条に規定する専門部会は，次のとおりとする。

（1）就学前教育部会

（2）進路保障部会

　　１　小学校班

　　２　中学校班

　　３　高等学校・特別支援学校班

（3）社会教育部会

（4）ＰＴＡ部会

（5）企業部会

（6）農業部会

（7）男女共生部会

（8）人権教育部会

（9）広報部会

２　専門部会の構成は，次のとおりとする。

（1）代議員　若干名

（2）伊同教の趣旨に賛同する者　若干名

３　部会には，部長，副部長，書記，および運営委員を置き，その運営にあたる。また，必要に応じ運営委員会を開催し，部会運営について協議する。

第４条　各校に伊同教の担当者を置き、その連絡調整にあたる。

（事務局）

第５条　会則第 21 条に規定する事務局構成は，次のとおりとする。

事務局長　　１　人

事務局次長　１　人

事務局員　　若干名

付　　則

この細則は，昭和４５年６月２日から施行する。